

大分県報

令和七年
第六六〇号
十一月二十八日

（金曜日）

目次

公安委規則

大分県道路交通法施行細則の一部改正……………一

告 示

青少年に有害な興行の指定……………三

所在不分明者に対する保安林指定予定通知の揭示……………三

道路区域の変更……………三

道路の供用開始……………四

建築基準法による道路位置の指定……………四

警察本部訓令

大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部改正……………四

大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程の一部改正……………四

公 告

競争入札参加者の資格に関する公示……………四

一般競争入札の実施……………六

監 査 公 表

監査結果に関する公表（定期監査）……………八

監査結果に関する公表（臨時監査）……………一五

○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

大分県公安委員会委員長 久 家 里 三

大分県公安委員会規則第11号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第8項中「前項の駐車許可証」を「第7項の駐車許可証（前項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」に、「掲出し」を「揭示し」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づき揭示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第20号様式の3中「健康保険証」を「資格確認書」に、

再交付の理由		再交付の理由	
再交付の理由	有・無		
シール希望			

改める。

第20号様式の4を次のように改める。

第20号様式の 4（第24条の 7 関係）

運転経歴証明書記載事項変更届（登録票）										申請種別 ☐ 経歴証明書 ☐ マイ経歴証明書	
大分県公安委員会 殿										年 月 日	
資料区分										記載事項変更	
51	県内・県外	住所	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	住所	氏名
		1	2	3	8	50	50	50	50	住所	氏名
居住票・郵便物・事項証明（全・一）・資格確認書・従事通知書・マイナンバーカード・その他（										確認事項 ☐ 交付 ☐ 記録 ☐ 返納 ☐ 抹消	
届出者氏名										① 電話番号	
フリガナ										②	
変更氏名										住所を管轄する警察署	
生年月日										性別	
大正 昭和 平成										男・女	
2 3 4											
年 月 日										署	
現在保有するもの										今後保有するもの	
運転経歴情報登録番号										公安委員会	
運転経歴情報登録年月日										所属受付印	

備考 1 届出者は、太枠内のみ記入すること。
2 変更事項欄は、変更する事項のみ記入すること。

第24号様式の 2 中		氏 名	フリガナ	氏 名

に、「本籍」を「本籍（国籍）」に、

希望する講習の車種	四輪・二輪・一般原動機付自転車

希望する講習の区分	四輪・二輪・一般原動機付自転車	仮免許証の有無	

め、同様式の備考 2 中「車種」を「区分」に改める。

第26号様式中	氏名・生年月日	年 月 日生

受講者情報	住 所	年 月 日生
氏名・生年月日		
受講予定者 ID		

第27号様式の 2 中「指定講習機関名 管理者 殿」を「大分県公安委員会 殿」に、

住 所	住 所	住 所
氏 名	氏 名	氏 名
生年月日	年 月 日生	年 月 日生

運転免許取得者等教育認定申請書

大分県公安委員会 殿	住所
------------	----

申請者 氏名					大分県公安委員会 殿 年 月 日 住所 申請者 氏名 に改める。				
附 則 この規則は、令和7年12月15日から施行する。ただし、第20号様式の3及び第20号様式の4の改正規定は、令和7年12月2日から施行する。									
○告 示									
大分県告示第四百四十一号 次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。 令和七年十一月二十八日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎									
指定年月日	種 類	題 名	制 作 社 名 又 は 配 給 社 名	指 定 理 由					
令七・一一・一一	映 画	とろ甘ダブル同棲 肉欲ラブソディ	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。					
〃	〃	トリプル・クライマックス 三人の女たち	オーピー映画						
~~~~~									

大分県告示第四百四十二号   森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。   令和七年十一月二十八日   大分県知事 佐 藤 樹 一 郎									
一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所					大分県知事 佐 藤 樹 一 郎				
野田 安彦					佐伯市役所				
二 通知の要旨									
令和七年十一月四日付大分県告示第四百十八号により行った森林法第三十条の規定による通知									
~~~~~									
大分県告示第四百四十三号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。 令和七年十一月二十八日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎									
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前 後 別	敷地の幅員	延 長	備 考				
一般国道二	豊後高田市見目字小路三〇六四番六から	前 A	メートル 一〇・四 ） 九・四	メートル 一〇二・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。				

一二号		豊後高田市見目字治郎丸 三二〇〇番一まで		〃 九・四			
		豊後高田市見目字小路三〇六四番一地先から 豊後高田市見目字治郎丸 三二〇二番一まで		〃		一〇六・七	
		後		B		〃 一二・二 七・〇	

令和七年十一月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類

大分県警察本部庁舎別館ほか十七施設で使用する電気

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をい

う。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九六八

3 申請の時期

令和七年十一月二十八日から同年十二月十五日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

令和七年十一月二十八日

大分県報（公告）

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合 (四) 競争等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合 2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないことになった者、その旨を前掲入札参加資格を有する者に通知するものとする。 ~~~~~ 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和7年11月28日	(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。 (5) この公告の日から10日に掲げる開れまでの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。 (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 4 入札参加申請の方法及び期間 電子入札システムにより入札参加申請を、令和7年11月28日（金）午前9時から令和8年1月6日（火）午後5時までに行うこと。 なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）2部及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和8年1月6日（火）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。 提出先 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131（内線2263） 5 競争入札参加資格に関する事項 競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 1 競争入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 大分県警察本部庁舎別館ほか17施設で使用する電気5,299,542キロワットアワー (2) 使用期間 令和8年3月1日から令和9年2月28日まで (3) 需要場所 大分市荷揚町5番36号ほか17所在地 2 大分県共同利用型電子入札システムの利用 本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。	

(1) 申請の時期 令和7年11月28日（金）から同年12月15日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。 (2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 U R L https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html (3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870－8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097－506－2968 なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。 6 契約条項を示す方法及び日時 大分県警察本部のホームページ及び電子入札システム上に令和8年1月15日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に記す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。 7 電子入札システム、入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨 8 電子入札システムによる入札金額の入力期間 令和8年1月7日（水）から同月15日（木）午後5時まで 電子入札システムを利用して入札する場合は、ＩＣカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。 9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 入札参加承認日から令和8年1月15日（木）午後5時までに必着のこと。 なお、郵送の場合は、書留郵便とする。 10 電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和8年1月16日（金）午前10時 11 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項	の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。 12 入札保証金に関する事項 免除とする。 13 契約保証金に関する事項 契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。 15 最低制限価格に関する事項 設定しない。 16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。 17 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係
---	---

〒870－8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097－536－2131（内線2263） 18 その他 (1) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。 19 Summary (1) Nature and quantity of products to be purchased About 5,299,542kwh of electricity to be used in the annex building,Oita Prefectural Police,17other Buildings (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 15 January, 2026 (3) Office Accounting Division,Oita Prefectural Police 3－1－1 Ohte-machi,Oita city 870－8502 Tel 097－536－2131																							
○調 査 公 表																							
監査委員公表第740号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。 令和7年11月28日 <table><tr><td>大分県監査委員</td><td>長 谷 尾 雅 通</td></tr><tr><td>大分県監査委員</td><td>長 野 恭 子</td></tr><tr><td>大分県監査委員</td><td>太 田 正 美</td></tr><tr><td>大分県監査委員</td><td>二 ノ 宮 健 治</td></tr></table> 第1 監査の概要 この定期監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。		大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通	大分県監査委員	長 野 恭 子	大分県監査委員	太 田 正 美	大分県監査委員	二 ノ 宮 健 治														
大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通																						
大分県監査委員	長 野 恭 子																						
大分県監査委員	太 田 正 美																						
大分県監査委員	二 ノ 宮 健 治																						
1 監査の対象 令和6年度における財務に関する事務の執行 2 監査の実施 知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、企業局、病院局、教育庁及び警察本部について、令和7年5月13日から8月6日までの期間において実施した。 <table><tr><th></th><th>監査対象機関数</th></tr><tr><td>知事部局</td><td>92</td></tr><tr><td>議会事務局</td><td>1</td></tr><tr><td>人事委員会事務局</td><td>1</td></tr><tr><td>労働委員会事務局</td><td>1</td></tr><tr><td>監査委員事務局</td><td>1</td></tr><tr><td>企業局</td><td>1</td></tr><tr><td>病院局</td><td>1</td></tr><tr><td>教育庁</td><td>13</td></tr><tr><td>警察本部</td><td>29</td></tr><tr><td>合 計</td><td>140</td></tr></table> なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。 3 監査の主眼 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。 第2 監査の結果 監査を実施した140機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり40機関において、17件の指摘事項及び57件の注意事項があった。 その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。 なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。 (1) 指摘事項 是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認めら			監査対象機関数	知事部局	92	議会事務局	1	人事委員会事務局	1	労働委員会事務局	1	監査委員事務局	1	企業局	1	病院局	1	教育庁	13	警察本部	29	合 計	140
	監査対象機関数																						
知事部局	92																						
議会事務局	1																						
人事委員会事務局	1																						
労働委員会事務局	1																						
監査委員事務局	1																						
企業局	1																						
病院局	1																						
教育庁	13																						
警察本部	29																						
合 計	140																						

れるもので、概ね次に該当するもの	
① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの	
② 故意又は重大な過失が認められるもの	
③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの	
④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの	
(2) 注意事項	
是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの	
① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの	
② 過失が認められるもの	
③ 事務処理等が適正を欠くもの	
④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの	
1 指摘事項	
監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・総務部)	
大分県東部振興局	国東総合庁舎廃棄物運搬処分業務について、法令で義務づけられた書面による契約を締結しておらず、産業廃棄物管理票の交付もしていない事例が認められた。
大分県中部振興局	ベリーツ灰色かび病抑制効果調査委託業務（精算を伴う委託契約）について、仕様書に委託業務の具体的な内容が記載されていないかった。加えて、収支予算書や精算書が提出されておらず、額の確定も行うことなく委託料を支出している事例が認められた。
大分県南部振興局	土地賃貸借契約に係る長期継続契約について、必要な事務手続きを行わず契約締結を行ったことに加え、契約書に必要な項目の記載漏れや印紙の貼付漏れなど適正を欠く事例が認められた。
	公用車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期限が到来したにもかかわらず、更新手続を行うことなく、当該車両を運行の用に供していた事例が認められた。
	宇目蒲江緑林道法面工事について、変更請負額が3割を超える増加となるにもかかわらず、工期末に変更契約を締結していた事例が、令和5年度定期監査に続き認められた。
	(知事部局・企画振興部)

国際政策課	大分県米国プロモーション業務委託について、契約の締結をしないまま委託先に業務を行わせ、業務完了後に契約の締結を行っている事例が認められた。
(知事部局・福祉保健部)	
医療政策課	旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。
障害福祉課	旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。
(知事部局・生活環境部)	
生活環境企画課	再任用職員の雇用保険料について、被保険者資格取得届の提出を失念しており、令和2年度から5年度までの間、納付していない事例が認められた。
消費生活・男女共同参画プラザ	再任用職員の雇用保険料について、被保険者資格取得届の提出を失念しており、令和4年度及び5年度分を納付していない事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)	
別府土木事務所	産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、処分許可業者でない者と法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いた契約の締結や、処分業務を再委託している事例が認められた。
臼杵土木事務所	臼杵港フェリー上屋浄化槽について、浄化槽法で定められている保守点検及び定期検査が実施されていない事例が認められた。
	臼杵港港湾改修工事に係る工事請負契約について、最低制限価格等が併記されている予定価格調書を封書していない事例が複数認められた。
佐伯土木事務所	港湾使用料等について、督促状の発行時期が遅れている事例が、令和6年度定期監査に続き多数認められた。
玖珠土木事務所	通勤手当にかかると高速道路等を利用する職員の特別料金等加算額について、平日朝夕割引を適用後の額によらず、過大に支給している事例が2件認められた。
中津土木事務所	ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
(病院局)	

病院局	給料の支給額が誤っている事例が多数認められた。	
2 注意事項		
監査対象機関	監査結果	
(知事部局・総務部)		
大分県中部振興局	未登記土地所有権移転登記委託業務について、契約書の条文中に謄記がある、仕様書に具体的な業務内容を記載していない、実施回により決定した見積書提出依頼先とは異なる者から見積書を徴している等の事例が認められた。	
	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	
大分県南部振興局	公用携帯電話利用料金について、請求書の管理を怠ったことにより支払が遅延し、過年度支出となった事例が認められた。	
	佐伯総合庁舎樹木管理業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。	
	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	
大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地事務所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	
大分県豊肥振興局 大野川上流開発事業事務所	換地委員経費委託業務について、検査員の任命を行わないまま、検査を行っている事例が認められた。	
大分県北部振興局	宇佐総合庁舎除草委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。	
(知事部局・企画振興部)		
芸術文化振興課	タクシーチケットの管理について、使用簿に記載をしないまま交付し、チケットを2枚紛失した事例が認められた。	
統計調査課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認めら	

	れた。
交通政策局交通政策企画課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
(知事部局・福祉保健部)	
福祉保健企画課	被保護家庭高校修学資金貸付金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの、収納率は低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。
県民健康増進課	大分県健康アプリ再開発等委託業務に係る企画提案競技の審査について、審査票の評点が鉛筆書きされており、改ざんを防ぐ措置が不十分である事例が認められた。
こども・家庭支援課	児童措置費負担金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額は依然として非常に多額（5,000万円超）なことが認められた。 母子父子寡婦福祉資金償還金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの、収納率は低下しており、その額は依然として非常に多額（5,000万円超）なことが認められた。 児童扶養手当返納金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの、収納率は低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。
障害福祉課	子どもの発達支援コンシェルジュ事業委託業務等（精算を伴う委託契約）について、額の確定を誤っている事例や仕様書どおりに業務が実施されていないにもかかわらず、変更契約を行っていない事例が認められた。
(知事部局・生活環境部)	
生活環境企画課	令和5年度に納品された定期刊行物について、令和6年度予算で支出している事例が認められた。
環境政策課	「おおいたグリーン事業者認証制度」に係る啓発テレビスポット制作等の業務委託について、企画提案競技審査委員会設置要綱や審査票の取扱いに不適正な事例が認められた。
循環社会推進課	行政代執行求償金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの、収納率は低下しており、その額は依然として非常に多額（5,000万円超）なことが認められた。
消費生活・男女共	若年層向け女性に対する暴力防止に係る広報・啓発事業委託業務につ

同参画プラザ	いて、検査員の任命及び検査が行われず、履行確認が不十分なまま支出している事例や産学官連携女性活躍応援事業委託業務について、検査員に任命されていない職員による検査が行われている事例が認められた。	
	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	
(知事部局・商工観光労働部)		浄化槽保守管理業務委託について、競争入れを行うべきところ、随意契約により業務を委託している事例が認められた。
経営創造・金融課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	工事設計業務を委託した建築士の報酬に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付が遅延したことにより、不納付加算税が発生している事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)		港湾使用料について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。
地域農業振興課	有機農産物広域出荷体制強化事業委託業務について、人件費の積算に係る期間等を誤ったことにより、積算額が過大となっている事例が認められた。	大分港湾改修工事について、変更請負額が3割を超える増加となるにもかかわらず、工期末に変更契約を締結していた事例が認められた。
農地・農村整備課	基幹水利施設管理事業補助金について、事業完了年月日及び提出日が誤って記載された実績報告書に基づき補助金の額の確定を行っていた事例が認められた。	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
森林保全課	大分県森林づくりボランティア支援センター浄化槽維持管理業務委託について、浄化槽清掃業の許可を有していない者と契約を締結し、実際の清掃業務は契約書等に記載のない別の清掃許可業者が行っている事例が認められた。	臼杵港緑地管理業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。
	芥紙地区緊急測量設計委託業務について、当初の契約内容と同一性のない内容で変更契約をしている事例が認められた。	会計年度任用職員の報酬等に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付が遅延したことにより不納付加算税が発生している事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)		事務用椅子収集運搬処理業務委託について、法令等で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結し、許可証も添付されていない事例が認められた。
豊後高田土木事務所	道路凍結防止剤の購入について、予定価格が10万円を超えているにもかかわらず、見積合わせを行わずに一者随意契約をしている事例が複数認められた。	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
	不動産鑑定評価業務等について、「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき提出された「機密情報・個人情報廃棄消去証明書」に「廃棄・消去年月日」の記載がないものや、業務責任者等の報告並びに作業場所の届出がされていない事例が認められた。	佐伯市葛地区除草作業業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。
別府土木事務所	災害時における応急工事等に係る工事請負契約について、契約保証金を納付させるべきところを免除していた事例が認められた。	現金出納事務について、係船料、証紙収入として領収した現金の払込みが、会計規則に定められた期間を超えている事例が令和6年度定期監

	査に続き認められた。		書を基に変更契約を行った事例が認められた。
豊後大野土木事務所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	人権教育・部落差別解消推進課	地域改善対策奨学金貸付金返還金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの、収納率が低下しており、その額は依然として非常に多額（5,000万円超）なことが認められた。
日田土木事務所	自家用電気工作物保安管理委託の長期継続契約について、「債務負担行為に基づく複数年度契約と異なり、歳出予算が保証されていないことから予算の減額等があった場合は契約を解除する」旨の特約条項に関する条文や各月の支払金額等についても契約書に表記していないうえ、当該契約ほか1件の契約において、見積依頼書に「長期継続契約」であることを記載していない事例が認められた。	（警察本部・生活安全部） 生活安全捜査課	ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	（警察本部・刑事部） 刑事企画課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
中津土木事務所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	組織犯罪対策課	ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
	ドローンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	3 監査の執行状況 監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。	
（知事部局・会計管理局）		監査対象機関	監 査 実 施 日
用度管財課	県庁舎周辺等樹木管理業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3第1項に定められた公告を実施していない事例が認められた。	（知事部局・総務部） 知事室	令和7年7月15日、令和7年8月1日
		行政企画課	令和7年7月15日、令和7年8月1日
（企業局）		デジタル政策課	令和7年7月16日、令和7年8月1日
企業局	手当の戻入、旅費の支出及び固定資産除却費（特別損失）の支出について、勘定科目の計上誤りが複数認められた。	県政情報課	令和7年7月15日、令和7年8月1日
	国有資産等所在市町村交付金の交付誤り、督促手数料の支出及び消費税適格請求書（インボイス）に基づかない工事代金の支出が認められた。	人事課	令和7年7月15日、令和7年8月1日
	固定資産の減価償却について、減価償却の算定誤り及び償却資産を非償却資産とする償却漏れがあったことから、地方公営企業法にのっとりた決算処理が行われていない事例が認められた。	財政課	令和7年7月15日、令和7年8月1日
		税務課	令和7年7月16日、令和7年8月1日
（教育庁）		市町村振興課	令和7年7月16日、令和7年8月1日
		学事・私学振興課	令和7年7月15日、令和7年8月1日
		総務事務センター	令和7年7月16日、令和7年8月1日
高校教育課	遠隔教育システム環境構築業務委託等について、業務内容の追加が生じたことに伴い、変更後の積算額及び原契約の落札率等を基に変更契約を締結すべきところ、特段の理由なく、業務受託者から提出された見積	大分県東部振興局	令和7年5月20日から5月22日、 令和7年7月1日
		大分県東部振興局日出水利耕地事務所	令和7年5月23日、令和7年7月1日

大分県中部振興局	令和7年6月10日から6月12日、 令和7年7月8日	(知事部局・生活環境部)	生活環境企画課	令和7年6月17日、令和7年7月10日		
大分県南部振興局	令和7年6月10日から6月12日、 令和7年7月4日		環境政策課	令和7年6月19日、令和7年7月10日		
大分県豊肥振興局	令和7年5月19日から5月21日、 令和7年6月11日		県民生活・男女共同参画課	令和7年6月18日、令和7年7月10日		
大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	令和7年5月23日、令和7年6月11日		食品・生活衛生課	令和7年6月13日、令和7年7月10日		
大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	令和7年5月23日、令和7年6月11日		環境保全課	令和7年6月13日、令和7年7月10日		
大分県北部振興局	令和7年6月3日から6月5日、 令和7年7月2日		循環社会推進課	令和7年6月13日、令和7年7月16日		
(知事部局・企画振興部)			人権尊重・部落差別解消推進課	令和7年6月17日、令和7年7月10日		
			防災局防災対策企画課	令和7年6月17日、令和7年7月10日		
			消費生活・男女共同参画プラザ	令和7年6月18日、令和7年7月10日		
政策企画課	令和7年7月11日、令和7年7月29日		(知事部局・商工観光労働部)			
おおいた創生推進課	令和7年7月10日、令和7年7月23日			商工観光労働企画課	令和7年6月26日、令和7年7月18日	
国際政策課	令和7年7月11日、令和7年7月29日			経営創造・金融課	令和7年6月30日、令和7年7月18日	
芸術文化振興課	令和7年7月10日、令和7年7月23日			工業振興課	令和7年6月30日、令和7年7月18日	
スポーツ振興課	令和7年7月11日、令和7年7月23日	先端技術挑戦課		令和7年6月30日、令和7年7月18日		
広報広聴課	令和7年7月10日、令和7年7月29日	商業・サービス業振興課		令和7年6月26日、令和7年7月18日		
統計調査課	令和7年7月11日、令和7年7月23日	企業立地推進課		令和7年7月1日、令和7年7月18日		
交通政策局交通政策企画課	令和7年7月11日、令和7年7月29日	産業人材政策課		令和7年6月26日、令和7年7月18日		
(知事部局・福祉保健部)		観光局観光政策課		令和7年7月1日、令和7年7月18日		
福祉保健企画課		令和7年7月1日、令和7年7月23日		(知事部局・農林水産部)		
医療政策課		令和7年7月2日、令和7年7月23日				
健康政策・感染症対策課		令和7年7月2日、令和7年7月23日			農林水産企画課	令和7年6月20日、令和7年7月15日
県民健康増進課		令和7年7月3日、令和7年7月23日			団体指導・金融課	令和7年6月20日、令和7年7月15日
高齢者福祉課	令和7年7月4日、令和7年7月29日	地域農業振興課	令和7年6月20日、令和7年7月15日			
こども未来課	令和7年7月3日、令和7年7月23日	新規就業・経営体支援課	令和7年6月20日、令和7年7月15日			
こども・家庭支援課	令和7年7月2日、令和7年7月23日	水田畑地化・集落営農課	令和7年6月20日、令和7年7月15日			
障害福祉課	令和7年7月3日、令和7年7月29日	おおいたプラント推進課	令和7年6月24日、令和7年7月16日			
		園芸振興課	令和7年6月24日、令和7年7月15日			

令和七年十一月二十八日

大分県報（監査公表）

一四

畜産振興課	令和7年6月25日、令和7年7月15日	佐伯土木事務所	令和7年5月22日、令和7年6月10日
農地計画課	令和7年6月24日、令和7年7月15日	豊後大野土木事務所	令和7年5月30日、令和7年7月4日
農地・農村整備課	令和7年6月24日、令和7年7月15日	竹田土木事務所	令和7年5月16日、令和7年6月11日
林務管理課	令和7年6月25日、令和7年7月16日	玖珠土木事務所	令和7年5月26日、令和7年7月3日
森林保全課	令和7年6月24日、令和7年7月16日	日田土木事務所	令和7年5月27日、令和7年7月3日
漁業管理課	令和7年6月25日、令和7年7月16日	中津土木事務所	令和7年5月26日から5月27日、 令和7年7月2日
水産振興課	令和7年6月25日、令和7年7月16日		
漁港漁村整備課	令和7年6月25日、令和7年7月15日	宇佐土木事務所	令和7年5月14日、令和7年6月6日
(知事部局・土木建築部)		(知事部局・会計管理局)	
土木建築企画課	令和7年7月16日、令和7年8月5日	会計課	令和7年7月24日、令和7年8月6日
建設政策課	令和7年7月17日、令和7年8月4日	用度管財課	令和7年7月25日、令和7年8月6日
用地対策課	令和7年7月17日、令和7年8月4日	(各種委員会)	
道路建設課	令和7年7月17日、令和7年8月4日		
道路保全課	令和7年7月17日、令和7年8月4日	議政事務局	令和7年7月23日、令和7年8月6日
河川課	令和7年7月18日、令和7年8月5日	人事委員会事務局	令和7年7月22日、令和7年8月6日
港湾課	令和7年7月18日、令和7年8月5日	労働委員会事務局	令和7年7月9日、令和7年8月6日
砂防課	令和7年7月17日、令和7年8月5日	監査委員事務局	令和7年7月30日
(企業局)		(企業局)	
都市・まちづくり推進課	令和7年7月18日、令和7年8月4日	企業局	令和7年6月9日から6月11日、 令和7年7月8日
公園・生活排水課	令和7年7月22日、令和7年8月4日	(病院局)	
建築住宅課	令和7年7月22日、令和7年8月4日		
施設整備課	令和7年7月18日、令和7年8月5日	病院局	令和7年6月4日から6月6日、 令和7年7月8日
豊後高田土木事務所	令和7年5月14日、令和7年6月4日	(教育庁)	
国東土木事務所	令和7年5月15日、令和7年6月4日	教育改革・企画課	令和7年7月4日、令和7年7月24日
別府土木事務所	令和7年5月15日から5月16日、 令和7年6月6日	教育DX推進課	令和7年7月4日、令和7年7月24日
大分土木事務所	令和7年6月17日から6月19日、 令和7年7月8日	教育人事課	令和7年7月8日、令和7年7月24日
		教育財務課	令和7年7月4日、令和7年7月24日
臼杵土木事務所	令和7年5月13日、令和7年6月10日	福利課	令和7年7月4日、令和7年7月24日

1 監査の対象 監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの		② 過失が認められるもの	
2 監査の実施 知事部局及び教育機関について、令和7年4月15日から4月18日までの期間において実施した。		③ 事務処理等が適正を欠くもの	
		④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの	
		1 指摘事項 なし	
		2 注意事項	
監査対象機関数		監 査 結 果	
知事部局	5		
教育機関	9		
合 計	14		
なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。			
3 監査の主眼 旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。			
第2 監査の結果 監査を実施した14機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり3機関において、3件の注意事項があった。			
その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。			
なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。			
(1) 指摘事項 是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの			
① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの			
② 故意又は重大な過失が認められるもの			
③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの			
④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの			
(2) 注意事項 是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの			
① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの			

国東高等学校	令和7年4月15日
別府鶴見丘高等学校	令和7年4月16日
大分舞鶴高等学校	令和7年4月15日
大分南高等学校	令和7年4月16日
大分鶴崎高等学校	令和7年4月16日
鶴崎工業高等学校	令和7年4月18日
大分東高等学校	令和7年4月18日
三重総合高等学校	令和7年4月18日